

# 特集 がんばれ 民主主義!

日本の民主主義は、いま極度の政治不信という「病」に冒されている。健全な民主主義への「処方箋」を考える

## 民主主義を蘇らせるカギは何か

政治不信の元凶は、公約を争うことのない選挙にあった。そして、民主主義を正しく運用するカギも、選挙にある

橋爪大三郎  
(東京工業大学助教授)

### 「偉大なる立法行為」が 民主主義の出発点

三権分立など、民主主義はいろいろな理念を掲げています。けれども、民主主義の根本は何かと言えば、それは法律を自分たちで制定する、このことに尽きます。法律の体系を自分たちで作る「偉大なる立法行為」こそが、民主主義

そして市民社会の出発点なのです。アメリカの独立戦争が「革命」と称せられるのは、この時に自分たちの手で憲法を作ったからです。まったく根拠のないところでも契約によって、今後従うべき最高の法律を作りあげる。実はそこに革命の本質があったわけです。理想を実現するために、法律を制定する。そのことによって彼らは、それまでの悪習に染まった社会から、過去の過ちから

絶縁することができたのです。フランス革命も同じ。以後、すべての革命は、法律の制定を出発点とすることになったと言っているでしょう。

イスラム世界が今もなお、中世から近代に離れできない理由も、ここに関係があります。立法行為を人間が行なうという考え方がない、そのために憲法という考え方がなじまないのです。

### アリバイとしての 大日本帝国憲法

ところで日本の場合、仏教の戒律をはじめ、中国の律令制度、そして近代法と、すべて法律のひな形は外国にありました。「外国にあるものが日本にはないのはちょっと具合が悪い」格好が悪い、こういう理由でもって、外国にある法を翻訳し自国の法律にしてきた。これは「偉大なる立法行為」と似ていますが、単なる真似事に過ぎない。精神がない。ここに大きな問題があったのです。大日本帝国憲法もその一つです。もし大日本帝国憲法が、「偉大なる立法行為」を経て誕生したものであったら、民主主義はもつと定着したはずですが、むしろ歴史上、「偉大なる立法行為」に近かったのは、明治維新でしょう。明治維新の際に生まれた五箇条の御誓文などは、日本人がそれまでの法秩序とは無関係に法律を作ろうとした試みといつていい。しかし、いざ今までの社会を壊して革命を敢行しようとしたときに、残念ながら自分たちで法律を作ろうというまでの思想的な準備、成熟はなかったわけです。そこでどうしたかという、過去にこのような先例があったと、仕方なく「天皇」を持ちだしてきた。「天皇」に代表される伝統的な権威を引っ張り出してきて、江戸幕府の権威を否定しようとしたのです。これはもう

ブラグマティックな策謀以外のなものでもありません。歴史のはざまのわずかな時間のあいだに、国民を新しい価値観のもとにまとめるには、これはある意味でやむをえない選択であった。当時の政治家たちは、そうした舞台裏を、少なからずわかっていたわけです。それは緊急避難のはずだった、けれども何年たっても改まらない。

このままではいけないと人びとが立ち上がった。それが自由民権運動です。天皇の権威を持つてきたのですから、日本の政治は、天皇が直接統治することになります。これでは専制国家です。専制国家であれば、天皇にすべての権力が集中し、一般の人民には権力がなくなってしまう。それにいつまでも満足できるはずがありません。そうした人民の声が、自由民権運動となって、明治十年ごろから広がっていったのです。

と同時に外国からも、日本は遅れた専制国家だとみなされることで、さまざまな不都合が生じていた。諸外国との条約改正もはかどらない。日本が発展していくためには、このままの国内体制では、あまりにも不備な点が多すぎる。

そこでまたまた大急ぎで、プロイセンの憲法を持つて来ることになりました。これもまた、専制国家を法治国家に即位で改造するための選択にほかなりません。

このように、大日本帝国憲法の制定は、一つには、外国に対する鹿鳴館効果をねらったという側面があったのです。日本もれっきとした憲法をそなえた法治国家だぞ——憲法はそうとりつくりうためのアリバイとして作用したのでした。

### 民主的でない憲法は 危険な方向に一人歩きした

憲法制定のもう一つの理由は、自由民権運動対策でした。いろいろ政治に不満のある人間は、議会に代表を送って文句を言え、ある程度は解決してやる。そうやってガス抜きをし、国内に広がる騒乱の火種を摘み取ろうと



したのでした。

しかし、民衆の声が天皇に届いたかとい  
と、そんなことはなく、現状の体制をくつが  
えさないように二重、三重のガードが用意さ  
れていました。例えば、軍隊は天皇が直接管  
轄する。人民は政府を相手に裁判をおこすこ  
とができず、政府は天皇にさからえなかった。  
ところが、誰にもコントロールできない神  
聖な天皇であるはずが、仮に誰かが実質的に  
天皇をコントロールしてしまつたら、どうな  
るでしょう。そこに実は、落とし穴があつた  
のです。後に軍部がそのような力を持つよう  
になるのですが、国家の中枢部で天皇に代わ  
つて誰かが影響力を持った場合、国全体がへ  
んな方向に行つてしまふ危険性を憲法ははら  
んでいた。国民の力では、それをどうしよ  
もない。民主主義の論理が働かない。結局、  
天皇が神聖であるという考え方は、戦前の軍  
部の暴走を許し、大きな過ちを引き起こし  
てしまつたわけです。民主的ではない、旧憲法  
の構造的な欠陥が憲法制定から半世紀後に  
然と表れたのでした。

しかし、旧憲法を作つた人々は、この憲法  
にこういう欠陥があることをわかつていたの  
です。しかし「当面はこれで行くしかない。  
俺の目の黒いうちはこの体制でやつていける  
天皇にも、国民にも迷惑はかけない。今はこ  
の憲法を土台に、日本を次の段階にステツプ

アップしていこう。憲法の欠陥を直すのはそ  
れからのことだ」と、運用に自信をもつてい  
たのです。

彼らはこの憲法を、国民を納得させる（も  
つと突っ込んでいえば、国民を、そして外国  
をだます）ために作つた。そして、憲法の表  
と裏を知り尽くしたうえで、その運用でやり  
くりしようとしたのでした。しかし彼らも一  
人、二人と次々に亡くなり、裏を知る人がみ  
んないなくなつてしまつた。次の世代の人た  
ち、つまり、旧憲法の制度の下で育つてきた  
人たちはどうなるかという、裏を知りませ  
んから、「天皇は本当に神だ」と思うような感  
覚になつてしまつたのです。国民をだますた  
めに書いてあつたことが、国民の常識となつ  
てしまふ。その常識で育つてきた人が、日本  
のリーダーになつた時に、この憲法はとんで  
もない方向に一人歩きしてしまつたのです。  
民主的でない憲法や法は、こういう恐ろしさ  
をもっているのです。

もしもこれが民主的な憲法であつたのなら  
表も裏もありません。五〇年、一〇〇年たつ  
ても、暴走する心配はない。  
戦前の憲法の構造的欠陥はいま述べた通り  
ですが、戦後の憲法は、果たして民主主義と  
いう性能を持ち得ていたのか。それが、これ  
から検証される時を迎えていると言えるので  
はないでしょうか。

### 現行憲法の問題点

戦後の憲法について評価をするならば、そ  
の条文は大変に立派なものです。アメリカか  
ら来た新進の法律家たちが、限られた時間の  
なかではあるが、自分たちの理想を実現しよ  
うとした。アメリカ憲法に引けをとらない理  
想的な条項を組みこんだわけで、それは立派  
なものができるのは、当然のことです。

しかし、ここには二つの重要な問題が残さ  
れています。  
一つは、いくら立派な憲法であつても、そ  
れは占領軍の立法行為であつたという事実で  
す。国民が自発的に憲法を作つたのかとい



さて、政治家が信用できない、政治不信だ  
と言つても、それにはさまざまなレベルがあ  
ります。その一つが腐敗の問題です。  
政治家が陰でこつそりお金をもらつている。  
そういう政治家がなぜ信用できないかと言え  
ば、お金を出す側には、何かしてほしいとい  
う個別の利益があるのです。それをみんなに  
知らせないで、その人だけの利益になるよう  
に行動をする。これでは、みんなのための政  
治をしているとは言えない、嘘つきです。信  
用なんてできません。

しかしこのレベルは、そう大きな問題では  
ない。政治家である以上、権力を持てば腐敗  
のチャンスは誰にでもあるわけで、そのせい  
で、民主主義の制度が機能しないということ  
にはなりません。腐敗があつたから、汚職を  
犯した議員を個別にやつつければよいのであ  
つて、まだまだ罪は軽いのです。  
政治家が信用できないもつと重大なケース

は、政治家が約束を守らないことです。公約  
を実行しない。これは、民主主義の制度を根  
底から破壊する行為にほかなりません。  
選挙民と代議士との関係を考えてみましょ  
う。選挙民は、「当選したら私はこれを実行し  
ます」と公約を掲げたそれぞれの代議士を選  
ぶわけです。A代議士よりもB代議士の約束  
のほうがいいと判断すれば、B代議士に一票  
を投じる。選挙民にとって、投票行為とい  
うのは、約束であり、契約です。  
ところが、これがなかなか守られない。一  
回一回ならいざ知らず、必ず公約が守られな  
いとしたら、投票する意味などあるでしょ  
うか。投票なんて馬鹿らしくなります。これが  
究極の政治不信です。これは汚職よりずっと  
根の深い問題です。



民主主義の基本である選挙  
——政治不信の根源は「選  
挙のロジック」が働かなか  
ったことにある

# わが友 だれも知らなかった 長鳴 茂雄

Nagashima Shigeo

深澤 弘 著

長鳴監督推薦！  
最も信頼する深ちゃんならしうが、ない。  
私の喜びも悲しみも苦しみも、すべて見通しだし、こに書かれていることは  
すべて真実だ。

定価1500円(税込)

徳間書店

大反響！  
発売待ち  
ベストセラー！  
話題騒然！！

イラスト 生頼莉奈

### 政治不信の根本は「選挙のロジック」が働かなかったこと

そもそも選挙というのは、公約を掲げて政策で争う。これが民主主義の一つの方程式でもあるわけですが、日本においては、公約の争い、政策の争いがなかった。

公約を掲げた選挙で当選した議員は、公約を実現するか、破るかしかない。破った政治家は次の選挙で落選し、別の公約を掲げた人が代わって当選をする。それが選挙のロジックですが、そのロジックが一回も働かなかった。むしろ、公約なんか誰もしないで、適当なことを言い、当選回数を重ねて実力をつけていく。こういう選挙を戦後五〇年やってきたのですから、大部分の人が政治に魅力を感じなくなっていくのは当然なのです。戦後五〇年の政治不信の根本は、ここにあります。

実際に社会党をはじめとした、自民党単独政権時代の野党議員をみてみましょう。政党は政権を取らなければ、公約を実現するチャンスなんてないわけです。過半数にならない社会党が、どんな公約をしても無意味です。唯一約束できることといえば、国会の三分一以上の勢力を保ち、憲法改正を阻止するぐらい。ですから社会党が仮になんの賄賂を取らなかつたにしても、同党への不信は起る

べくして起こったのです。

では自民党はどうかと言えば、彼らも過半数をとって来たものの、それは派閥を連合したものであって、選挙民に公約を掲げ実行をしてきたかという点、これもまた難しい。選挙で当選しても、大臣の椅子は派閥によるローテーションです。どこの派閥が政権にくくかも、フタを開けてみなければわからない。こういう状況ですから、代議士個人が選挙民に向かつて、約束できることなんて、ほとんどないわけです。当選回数が増え実力がつくならば、地元を橋を作りたいといえは橋もできるでしょうが、それにしても七回から八回、一回と、当選を重ねない限りは、実現できないわけですね。これは自民党内の年功序列という文化が生み出した副産物であって、近代政治の原則とは、なんら関係がありません。

仕事を地元にもってこるのを公約を果たすと言うのには語弊がありますが、新幹線だろうが空港だろうが作ってしまえる地元利益誘導型の政治家は、自民党の中でもほんの一握りであって、あとはそこの実力はない。ましてや一つの選挙区から、自民党が二人、三人と出馬して争う。そこには政策論争などあったためがない。結局、自民党もまた、政策を立案しているわけではなくて、大部分は官僚の作文のつかって来ただけです。で、後は誰が旨い汁を吸うか、という争いの世界

だった。

そういうわけで、日本では不幸にも、選挙が本来あるべき体裁をなしてこなかった。だから多少の変動はあっても、結果はだいたい同じ。社会党がだらしがない、国会をもっと良くしたいと民社党や公明党といった政党なども生まれましたが、自民党を減らすのではなくて、社会党が減っただけ。野党の合計はほとんど変わらない。

こういうわけでずっと五十五年体制の枠内にあつたわけです。

この五十五年体制が崩れるきっかけとなったのが自民党の分裂です。が、これもそのきっかけを考えてみると、国際情勢の変化という「外圧」が引き金になったわけで、ここでもまた、自発的に改革の力を作ることができなかった歴史が繰り返されてしまった。

### 自分たちの手で、より良く作り直すこと

ところで、国民の信用を失った民主主義という制度を、もう一度正しく作り直すには、どうすればよいか。それには自分たちの生活をより良くしていくために、自分たちが制度を、法律を作れるんだ、憲法だって作り直せるんだ。こういう自覚をきちんともって、その作業に着手することが最も大切なことです。一〇三条にわたる憲法ももちろんのこと

ですが、憲法の下にある一つ一つの法律や制度を、国民にとってより良いものへと作りかえていく。小手先だけの対症療法ではなく、根本の変革に迫っていく。このような行為は、憲法改正にも匹敵する行為だと思えます。

例えば過去に鉄道の民営化が行われました。莫大な赤字を積み重ね国民のお荷物になっていた国鉄。国はその管理・経営から手を引き、国民のためのサービス機関とするために分割民営化を敢行しました。このことは、直接憲法とは関係ありませんが、国の性格が少し変わった出来事であつたわけです。同じように

中央官庁のあり方、教育のあり方、福祉や国策、貿易、規制緩和など、法律のシステムを自分たちの手で、より良い方向へと少しずつついても変えていく。こうした作業が国会を正常に機能させることに通じていく。憲法の問題については、改正などをめぐりいろいろな論議がなされていますが、国会を

正常に機能させていく、その積み重ねが、憲法をより良いものにしていく活動のまず第一歩です。

さらに国会を正しく機能させるためにはどうしたらいいかと言えば、公約を掲げた選挙が行われることです。そこでキチンと政策を掲げた政治家と、いい加減な政策を掲げた政治家や政党を、国民が自ら判断し、より良い方向を選択して、投票をする。

あとは政治家が国民に代わって、さまざまな制度の変革に着手するわけです。政治家に問われるのは、その実行力ですが、それも要は国民の信頼に尽きます。法律の制定をはじめ、新しい国家機関の設立も廃止も国民の信頼があればこそ、政治家はその力を発揮できるのです。そうやって国をより良い方向へと導いていく。しかし、何年か立てば、少なくとも四年に一回は、選挙を行ない、進むべき方向が正しいのか国民の審査を受ける。

天台法華宗を開立し、多大な業績を遺した最澄の生涯と思想を描く。

### 天台哲学入門 新田雅章

●定価6000円(税込)

龍樹の仏教思想を展開し天台教学を確立した智頭の全生涯を描く。

### 伝教大師の生涯と思想 木内 央

●定価6000円(税込)

### 鎌倉仏教 佐藤弘夫

●定価8000円(税込)

鎌倉仏教を論理や体系でなく「生きた宗教」として捉えた気鋭の一書。宗教とは何か。それは信念をいかに生きるか、という問題と切り離しては語るべきでないテーマである。鎌倉時代の仏教者においてもそれは同じことだ。彼らは、思想家である前に実践者であつた。

はしづめ・だいさぶろう 1948年、神奈川県生まれ。東京大学大学院社会学研究科博士課程修了。現在、東京工業大学工学部助教授(社会学)。主な著書に『仏教の言説戦略』『はじめての構造主義』『冒険としての社会科学』『民主主義は最高の政治制度である』『社会がわかる本』『橋爪大三郎コレクションI~III』『崔健——激動中国のスーパースター』などがある。



国民ひとりひとりが、より良い生活のためによく判断し、選択して投票することが民主主義の信用回復のカギに